

厚木都市計画に対する環境大臣意見

本事業の実施区域は、丹沢山地の東縁部の丘陵地に位置する落葉広葉樹二次林を主体とした規模の大きな一団の緑地で、実施区域内には、区域内に水源を有する小細流を伴う複数の谷戸が存在している。実施区域及びその周辺には、オオタカ、サシバ等の希少猛禽類、ヘイケボタル等の水生生物、エビネやラン類等の植物等、多様かつ重要な動植物の生息及び生育が確認されるなど、谷戸や谷戸から広がる樹林地等が連担し、湿地と森林の生態系からなる里地里山の自然環境が良好に維持されている。

本事業の実施により、実施区域の5割以上が改変されることから、特に、水生生物をはじめとする谷戸の生態系を構成する動植物をはじめ、改変される環境に生息・生育する重要な動植物への影響が懸念されるが、本事業では環境保全措置として、樹林地の約5割と一部の谷戸を保全し、隣接する愛名緑地とともに公的に一体管理することで、その自然環境の質を高め、失われる自然環境を代償することを検討しており、重要な動植物種については移植等を行うこととしている。

このため、本事業の実施に際しては、事業者は実施区域が有する自然環境の多様性と重要性を十分認識した上で、残存する自然環境の質を向上させ、失われる自然環境が適切に代償されるよう、次の措置を講ずる必要がある。

1. 樹林地や谷戸の管理について

残存する樹林地や谷戸については、隣接する愛名緑地とともに連続した自然環境として公的に管理されることになるが、樹林地、谷戸ともに、伝統的な土地利用の低下により植生の遷移が進み、谷戸については乾燥化しつつあること、また、実施区域に生息している動物による採餌等の利用が、残存する樹林地や谷戸に集中し、過密化する可能性があることから、湿地と森林の生態系からなる里地里山の質が保全・向上されるよう管理する必要がある。

このため、専門家等の助言を得た上で、管理目標と管理計画を定め、生物相や水環境等のモニタリングを通じた順応的管理に努めること。また、管理目標、管理計画、モニタリング結果等については公開し、住民や関係者の関与・参画の機会の確保に努めること。

2. 動植物の移植等について

重要な動植物種の移植・播種については不確実性が高いことから、その実施に際しては、対象種ごとに、専門家等の助言を得た上で、移植・播種の場所、時期、方法、監視方法等を含む移植・播種実施計画を定め、実施すること。

移植・播種を行った場合には、事後調査を適切に実施し、本事業による環境影響を分析した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

3. 景観について

本事業の実施区域は丹沢からの眺望対象となり、また、丹沢への眺望の前面に位置することから、構造物の高さ、デザイン、配色等については、景観と調和したものとなるよう配慮すること。